

## 更新時研修新設等に伴う、長野県における福祉サービス第三者評価事業について（指針）等の一部改正について

地域福祉課福祉監査担当

『福祉サービス第三者評価事業に関する指針について』の全部改正について」別添1「都道府県推進組織に関するガイドライン(平成26年4月1日付け雇児発第0401第12号、社援発0401第33号、老発0401第11号)通知)平成30年3月26日最終改正に基づき、以下の規程を一部改正する。

### 1 長野県における福祉サービス第三者評価事業について（指針）の一部改正について

- ・更新時研修実施及び事業所の負担軽減に対応のため

### 2 長野県福祉サービス第三者評価事業推進要綱の一部改正について

- ・更新時研修実施のため

### 3 長野県福祉サービス第三者評価機関認証実施要領の一部改正について

- ・更新時研修の受講が必要な評価機関の認証時における認証基準追加等のため

### 4 長野県福祉サービス第三者評価調査者養成研修等実施要領の一部改正について

- ・更新時研修プログラムの追加及び全国推進組織である全国社会福祉協議会が実施する更新時研修修了者は県の実施する更新時研修の修了者とみなすことができるとするため

# 1 長野県における福祉サービス第三者評価事業について（指針）の一部改正について

都道府県推進組織に関するガイドライン

## 2 業務

- ④ 評価調査者養成研修、評価調査者継続研修及び更新時研修に関すること

## 5 第三者評価基準及び第三者評価の手法

### (2) 第三者評価の手法

第三者評価の方法は、これを受審する事業所の自己評価結果等を活用した書面調査及び訪問調査によって行うものとする。

この際、当該事業所から提出を求める書類等については、可能な限り既存の資料を活用するなど、事業所の負担軽減に配慮すること。

(下線部が追加された部分)

県の指針に追加

## 5 長野県の役割

長野県は、評価機関の認証、評価手法及び評価項目（調査票）の策定、評価調査者の養成研修、継続研修及び更新時研修等を実施し、福祉サービス第三者評価事業の普及・推進に努めるものとする。

## 7 評価手法及び調査票

長野県における評価手法は、

- ① 書面調査
- ② 利用者調査
- ③ 訪問調査

の3種類の方法を用いて行うものとする。

評価項目等に係る調査票は、福祉サービスの種類ごとに次の3つとする。

- ① 書面調査で使用する事業所プロフィール

施設や事業所の概要を把握するために、事業者が記載し、評価機関に提出するもの

- ② 書面調査及び訪問調査で使用する事業評価票

事業者の自己評価や、評価調査者の訪問調査によりサービスの現状を把握するもの

- ③ 利用者調査で使用する利用者調査票

利用者のサービスに対する意向や満足度を把握するもの

なお、評価機関は、長野県が策定した評価項目等をすべて取り込んで評価を行うこととするが、別途独自の評価項目等の設定を行っても差し支えないものとする。

加えて、事業所から提出を求める書類等については、可能な限り既存の資料を活用するなど、事業所の負担軽減に配慮すること。

(下線部が追加予定部分)

長野県における福祉サービス第三者評価事業について（指針）新旧対照表（案）

新	旧
1～4（略）	1～4（略）
<p>5 長野県の役割</p> <p>長野県は、評価機関の認証、評価手法及び評価項目（調査票）の策定、評価調査者の養成研修、<u>継続研修及び更新時研修等</u>を実施し、福祉サービス第三者評価事業の普及・推進に努めるものとする。</p>	<p>5 長野県の役割</p> <p>長野県は、評価機関の認証、評価手法及び評価項目（調査票）の策定、評価調査者の養成研修及び継続研修等を実施し、福祉サービス第三者評価事業の普及・推進に努めるものとする。</p>
6（略）	6（略）
<p>7 評価手法及び調査票</p> <p>長野県における評価手法は、</p> <p>① 書面調査</p> <p>② 利用者調査</p> <p>③ 訪問調査</p> <p>の3種類の方法を用いて行うものとする。</p> <p>評価項目等に係る調査票は、福祉サービスの種類ごとに次の3つとする。</p> <p>① 書面調査で使用する事業所プロフィール 施設や事業所の概要を把握するために、事業者が記載し、評価機関に提出するもの</p> <p>② 書面調査及び訪問調査で使用する事業評価票 事業者の自己評価や、評価調査者の訪問調査によりサービスの現状を把握するもの</p> <p>③ 利用者調査で使用する利用者調査票 利用者のサービスに対する意向や満足度を把握するもの</p> <p>なお、評価機関は、長野県が策定した評価項目等をすべて取り込んで評価を行うこととするが、別途独自の評価項目等の設定を行っても差し支えないものとする。</p> <p><u>加えて、事業所から提出を求める書類等については、可能な限り既存の資料を活用するなど、事業所の負担軽減に配慮すること。</u></p>	<p>7 評価手法及び調査票</p> <p>長野県における評価手法は、</p> <p>① 書面調査</p> <p>② 利用者調査</p> <p>③ 訪問調査</p> <p>の3種類の方法を用いて行うものとする。</p> <p>評価項目等に係る調査票は、福祉サービスの種類ごとに次の3つとする。</p> <p>① 書面調査で使用する事業所プロフィール 施設や事業所の概要を把握するために、事業者が記載し、評価機関に提出するもの</p> <p>② 書面調査及び訪問調査で使用する事業評価票 事業者の自己評価や、評価調査者の訪問調査によりサービスの現状を把握するもの</p> <p>③ 利用者調査で使用する利用者調査票 利用者のサービスに対する意向や満足度を把握するもの</p> <p>なお、評価機関は、長野県が策定した評価項目等をすべて取り込んで評価を行うこととするが、別途独自の評価項目等の設定を行っても差し支えないものとする。</p> <p>（追加）</p>
8（略）	8（略）
9（略）	9（略）
平成 17 年 12 月 15 日制定	平成 17 年 12 月 15 日制定

平成 18 年 3 月 2 日一部改正 (9 福祉サービス 第三者評価の受審・・・追加)	平成 18 年 3 月 2 日一部改正 (9 福祉サービス 第三者評価の受審・・・追加)
---	---

## 長野県における福祉サービス第三者評価事業について（指針）

### 1 福祉サービス第三者評価事業の定義

福祉サービス事業者（福祉サービスを提供する施設や事業所をいう。以下「事業者」という。）の提供する福祉サービスの質を、事業者及び利用者以外の公正・中立な第三者機関である評価機関が、専門的かつ客観的な立場から評価する事業をいう。

### 2 福祉サービス第三者評価事業の目的

- ① 個々の事業者が事業運営における問題点を把握し、サービスの質の向上に結びつけること
- ② 評価結果を公表することにより、利用者の適切なサービス選択に資するための情報となること

以上の2点によって、「利用者本位の福祉サービスの提供」の実現を図ることである。

### 3 福祉サービス第三者評価事業の法的な位置づけ

社会福祉法第78条第1項では、社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならないこととされており、社会福祉事業の経営者が福祉サービス第三者評価を受けることは、社会福祉事業の経営者が行う福祉サービスの質の向上のための措置の一環である。したがって、福祉サービス第三者評価事業は、社会福祉事業の経営者が行う福祉サービスの質の向上のための措置を支援するための事業である。

### 4 行政による指導監査と福祉サービス第三者評価事業との関係

行政による指導監査は、法令等の規定に基づく最低基準・指定基準に適合しているかどうかを確認し、適合していない事項については、改善の指導を行うほか、必要に応じて改善命令等の行政処分を行うものである。

一方、福祉サービス第三者評価事業は、最低基準・指定基準を満たしていることを前提に、事業者が事業運営における問題点を把握し、サービスの質の向上に向けた取組みを行うことを支援するために行われるものである。

### 5 長野県の役割

長野県は、評価機関の認証、評価手法及び評価項目（調査票）の策定、評価調査者の養成研修、継続研修及び更新時研修等を実施し、福祉サービス第三者評価事業の普及・推進に努めるものとする。

### 6 評価機関及び評価調査者

福祉サービス第三者評価は、評価機関が事業者との契約に基づき実施するが、事業者及び利用者の信頼を得て適切に実施されていくためには、評価機関の質の確保が重要である。

よって、評価機関は、長野県が策定した評価機関認証要件に基づき、長野県が認証した機関とするとともに、認証した評価機関に所属し評価を実施する者（以下「評価調査者」という。）は、長野県が実施する評価調査者養成研修を修了し、必要な継続研修を受講している者とする。

長野県は、評価機関及び所属する評価調査者について、事業者が評価機関を選択できるよう、評価機関及び評価調査者の情報を県公式ホームページ上で公表するものとする。

## 7 評価手法及び調査票

長野県における評価手法は、

- ① 書面調査
- ② 利用者調査
- ③ 訪問調査

の3種類の方法を用いて行うものとする。

評価項目等に係る調査票は、福祉サービスの種類ごとに次の3つとする。

- ① 書面調査で使用する事業所プロフィール  
施設や事業所の概要を把握するために、事業者が記載し、評価機関に提出するもの
- ② 書面調査及び訪問調査で使用する事業評価票  
事業者の自己評価や、評価調査者の訪問調査によりサービスの現状を把握するもの
- ③ 利用者調査で使用する利用者調査票  
利用者のサービスに対する意向や満足度を把握するもの

なお、評価機関は、長野県が策定した評価項目等をすべて取り込んで評価を行うこととするが、別途独自の評価項目等の設定を行っても差し支えないものとする。

加えて、事業所から提出を求める書類等については、可能な限り既存の資料を活用するなど、事業所の負担軽減に配慮すること。

## 8 評価結果の公表

- (1) 評価機関は、評価結果を長野県に提出するとともに、長野県が定める公表内容を、独立行政法人福祉医療機構が有する「福祉保健医療情報ネットワークシステム(WAM NET)」(以下「WAM NET」という。)に掲載して公表するものとする。

ただし、事業者が評価結果の公表を望まない場合は、評価結果の公表は行わず、事業者名と公表を望まない旨をWAM NETに掲載して公表するものとする。

- (2) 事業者は、評価結果を施設・事業所の見やすい場所に掲示するとともに、利用者やその家族へも説明を行うこと。

## 9 福祉サービス第三者評価の受審

事業者は、その施設・事業所ごとに、年1回の第三者評価の受審に努めること。

ただし、当分の間は、少なくとも3年に1回以上の第三者評価の受審に努めるものとする。

平成 17 年 12 月 15 日制定

平成 18 年 3 月 2 日一部改正（9 福祉サービス第三者評価の受審・・・追加）

## 2 長野県福祉サービス第三者評価事業推進要綱の一部改正について

都道府県推進組織に関するガイドライン

### 2 業務

- ④ 評価調査者養成研修、評価調査者継続研修及び更新時研修に関すること

(下線部が追加された部分)

県の第三者評価事業推進要綱に追加

(推進組織)

第3条 県は、第三者評価事業の推進組織として、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 評価機関の認証に関すること。
- (2) 評価項目及び評価の手法に関すること。
- (3) 評価結果の取扱いに関すること。
- (4) 評価調査者養成研修、評価調査者継続研修及び更新時研修に関すること。
- (5) 第三者評価事業に関する情報公開及び普及・啓発に関すること。
- (6) 第三者評価事業に関する苦情への対応に関すること。
- (7) その他第三者評価事業の推進に関すること。

(評価調査者養成研修、評価調査者継続研修及び更新時研修)

第8条 県は、評価機関の評価調査者（評価調査者の候補者を含む。）に対して、評価調査者養成研修、評価調査者継続研修及び更新時研修を行うものとする。

(下線部が追加予定部分)

長野県福祉サービス第三者評価事業推進要綱 新旧対照表 (案)

新	旧
第1条～第2条 (略)	第1条～第2条 (略)
<p>(推進組織)</p> <p>第3条 県は、第三者評価事業の推進組織として、次の各号に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) 評価機関の認証に関すること。</p> <p>(2) 評価項目及び評価の手法に関すること。</p> <p>(3) 評価結果の取扱いに関すること。</p> <p>(4) 評価調査者養成研修、<u>評価調査者継続研修及び更新時研修</u>に関すること。</p> <p>(5) 第三者評価事業に関する情報公開及び普及・啓発に関すること。</p> <p>(6) 第三者評価事業に関する苦情への対応に関すること。</p> <p>(7) その他第三者評価事業の推進に関すること。</p>	<p>(推進組織)</p> <p>第3条 県は、第三者評価事業の推進組織として、次の各号に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) 評価機関の認証に関すること。</p> <p>(2) 評価項目及び評価の手法に関すること。</p> <p>(3) 評価結果の取扱いに関すること。</p> <p>(4) 評価調査者養成研修及び評価調査者継続研修に関すること。</p> <p>(5) 第三者評価事業に関する情報公開及び普及・啓発に関すること。</p> <p>(6) 第三者評価事業に関する苦情への対応に関すること。</p> <p>(7) その他第三者評価事業の推進に関すること。</p>
第4条～第7条 (略)	第4条～第7条 (略)
<p>(評価調査者養成研修、<u>評価調査者継続研修及び更新時研修</u>)</p> <p>第8条 県は、評価機関の評価調査者(評価調査者の候補者を含む。)に対して、評価調査者養成研修、<u>評価調査者継続研修及び更新時研修</u>を行うものとする。</p>	<p>(評価調査者養成研修及び評価調査者継続研修)</p> <p>第8条 県は、評価機関の評価調査者(評価調査者の候補者を含む。)に対して、評価調査者養成研修及び評価調査者継続研修を行うものとする。</p>
第9条～第12条(略)	第9条～第12条(略)
<p>附 則 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。</p> <p><u>附 則</u> <u>この要綱は、平成31年( )月( )日から施行する。</u></p>	<p>附 則 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。</p>

## 長野県福祉サービス第三者評価事業推進要綱

### (主旨)

第1条 この要綱は、福祉サービス第三者評価機関（以下「評価機関」という。）が行う福祉サービス第三者評価事業（以下「第三者評価事業」という。）に関する長野県（以下「県」という。）の基本的な方針を定めるとともに、これを推進することにより、個々の福祉サービス事業者が事業運営における問題点を把握し、サービスの質の向上に結びつけること、また、評価結果を公表することにより、利用者の適切なサービス選択に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 第三者評価事業 福祉サービス事業者（福祉サービスを提供する施設や事業所をいう。以下同じ。）の提供する福祉サービスの質を、事業者及び利用者以外の公正・中立な評価機関が専門的かつ客観的な立場から評価する事業をいう。
- (2) 評価機関 県の認証を得て、第三者評価事業を行う、事業者及び利用者以外の公正・中立な第三者機関をいう。

### (推進組織)

第3条 県は、第三者評価事業の推進組織として、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 評価機関の認証に関すること。
- (2) 評価項目及び評価の手法に関すること。
- (3) 評価結果の取扱いに関すること。
- (4) 評価調査者養成研修、評価調査者継続研修及び更新時研修に関すること。
- (5) 第三者評価事業に関する情報公開及び普及・啓発に関すること。
- (6) 第三者評価事業に関する苦情への対応に関すること。
- (7) その他第三者評価事業の推進に関すること。

### (長野県福祉サービス第三者評価推進委員会)

第4条 県は、前条の業務を実施するに当たり、第三者評価事業の公正・中立性及び専門性を確保する観点から、長野県福祉サービス第三者評価推進委員会での検討及び意見を踏まえ、同業務を推進する。

### (評価機関の認証)

第5条 県は、評価機関の認証に関する基準（以下「認証基準」）を策定するものとする。

- 2 県は、評価機関の申請を受けて、認証基準に基づき認証を行うものとする。

### (評価項目及び評価の手法)

第6条 県は、評価項目を策定するとともに、評価の手法を定めるものとする。

(評価結果の取扱い)

第7条 県は、評価機関の実施した評価結果の公表基準を策定するとともに、これに基づき評価結果を公表するものとする。また、併せて、事業所の所在する市町村に対して当該第三者評価結果を情報提供するなど、地域住民等に対する周知・広報に努めるものとする。

(評価調査者養成研修、評価調査者継続研修及び更新時研修)

第8条 県は、評価機関の評価調査者(評価調査者の候補者を含む。)に対して、評価調査者養成研修、評価調査者継続研修及び更新時研修を行うものとする。

(第三者評価事業に関する情報公開及び普及・啓発)

第9条 県は、認証した評価機関に関する事項について情報公開を行うものとする。

2 県は、第三者評価事業に対する県民の正しい理解及び福祉サービス事業者の受審の促進を図るための普及・啓発を行うものとする。

(第三者評価事業に関する苦情への対応)

第10条 県は、第三者評価事業に対する苦情に対して、適切に対応するものとする。

(その他第三者評価事業の推進)

第11条 県は、認証した評価機関との定期的な情報交換を行う等、第三者評価事業の推進に関する業務を行うものとする。

(補足)

第12条 この要綱の実施について、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年( )月( )日から施行する。

### 3 長野県福祉サービス第三者評価機関認証実施要領の一部改正について

福祉サービス第三者評価機関認証ガイドライン

#### 2 その他

##### (2) 第三者評価機関の認証の更新

第三者評価機関の認証は更新することができる。

この際、社会的養護関係施設第三者評価機関を除き、認証の更新を行う日の属する年度の前年度からの直近3か年度における評価件数（社会的養護関係施設に係る評価件数を含む。以下同じ。）が10件以上の場合にあっては、当該第三者評価機関に所属する評価調査者が全国推進組織又は都道府県推進組織が行う更新時研修を受講するよう努めなければならないものとし、当該評価件数が10件未満の場合にあっては、当該更新を行う年度中に、当該更新時研修を必ず受講しなければならないものとする。

また、以下のいずれかに該当する場合には、更新は行わないものとする。

ア 第三者評価機関認証要件のいずれか一つが欠けた場合

イ 原則として過去3年間、評価実績がない場合

ウ (5)に定める定期的な事業報告又は都道府県推進組織への協力を行わない場合

エ 不正な行為が行われた場合

なお、不正な行為とは次の行為をいう。

a 第三者評価を行った事業者から評価料金とは別に金品を受取ること

b 守秘義務に違反すること

c サービス利用者や事業者の人権を侵害すること

d 法令に違反すること

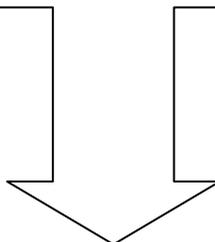
e その他社会通念上不正な行為と認められる行為

##### (3) 第三者評価機関認証の取消し

第三者評価機関認証は、(2)において更新時研修を受講しなければならないにもかかわらず、当該研修を受講していない場合にあっては、都道府県推進組織が当該都道府県における当該認証の状況その他の事情を斟酌した上で、当該認証の継続が必要と認める場合を除き、原則として取り消すものとし、同項に掲げる各号のいずれかに該当した場合にあっては、その有効期間にかかわらず、取り消すものとする。

(下線部が変更された部分)

県の第三者評価機関認証実施要領に追加



(認証基準)

第2条 評価機関の認証基準は、次に掲げる各号とする。

(1) から (22) (略)

(23) 評価機関は、社会的養護関係施設第三者評価機関を除き、更新の際には、その認証を得る日の属する年度の前年度からの直近3か年度における評価件数（社会的養護関係施設に係る評価件数を含む。以下同じ。）が10件以上の場合にあっては、当該評価機関の主たる所属評価調査者が県又は全国社会福祉協議会が行う更新時研修を受講するよう努めなければならないものとし、当該評価件数が10件未満の場合にあっては、現に有効な認証期限の前1年以内に、当該更新時研修を必ず受講すること。

(認証の取消)

第11条 県は、認証した評価機関が次の各号のいずれかに該当する場合、必要に応じて調査等を行い、認証を取り消すことができるものとする。なお、認証を取り消すときは、あらかじめ委員会の意見を聴かなければならない。

- (1) 第9条の規定による報告の求めに応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、同条の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合
- (2) 前条の命令に従わない場合
- (3) 不正な行為を行う等評価機関としてふさわしくないと認められる場合
- (4) 原則として過去3年間、評価実績がない場合
- (5) 第7条の規定による書類の提出を怠り、若しくは虚偽の提出をした場合
- (6) 認証した評価機関が、不正の手段により第4条の認証を受けた場合
- (7) 第2条に規定する認証基準のいずれか一つが欠けた場合

2 県は、評価機関の認証を取り消したときは、福祉サービス第三者評価機関認証取消通知書を交付する。

(下線部が追加予定部分)

長野県福祉サービス第三者評価機関認証実施要領 新旧対照表 (案)

新	旧
<p>(目的) 第1条 (略)</p>	<p>(目的) 第1条 (略)</p>
<p>(認証基準) 第2条 評価機関の認証基準は、次に掲げる各号とする (1) から (22) (略) <u>(23) 評価機関は、社会的養護関係施設第三者評価機関を除き、更新の際には、その認証を得る日の属する年度の前年度からの直近3か年度における評価件数(社会的養護関係施設に係る評価件数を含む。以下同じ。)が10件以上の場合にあっては、当該評価機関の主たる所属評価調査者が県又は全国社会福祉協議会が行う更新時研修を受講するよう努めなければならないものとし、当該評価件数が10件未満の場合にあっては、現に有効な認証期限の前1年以内に、当該更新時研修を必ず受講すること。</u></p>	<p>(認証基準) 第2条 評価機関の認証基準は、次に掲げる各号とする。 (1) から (22) (略) (新設)</p>
<p>(認証の申請) 第3条 から 第10条 (略)</p>	<p>(認証の申請) 第3条 から 第10条 (略)</p>
<p>(認証の取消) 第11条 県は、認証した評価機関が次の各号のいずれかに該当する場合、必要に応じて調査等を行い、認証を取り消すことができるものとする。なお、認証を取り消すときは、あらかじめ委員会の意見を聴かなければならない。 (1) 第9条の規定による報告の求めに応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、同条の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合 (2) 前条の命令に従わない場合 (3) 不正な行為を行う等評価機関としてふさわしくないと認められる場合 (4) 原則として過去3年間、評価実績がない場合 (5) 第7条の規定による書類の提出を怠り、若</p>	<p>(認証の取消) 第11条 県は、認証した評価機関が次の各号のいずれかに該当する場合、必要に応じて調査等を行い、認証を取り消すことができるものとする。なお、認証を取り消すときは、あらかじめ委員会の意見を聴かなければならない。 (1) 第9条の規定による報告の求めに応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、同条の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合 (2) 前条の命令に従わない場合 (3) 不正な行為を行う等評価機関としてふさわしくないと認められる場合 (4) 原則として過去3年間、評価実績がない場合 (5) 第7条の規定による書類の提出を怠り、若</p>

<p>しくは虚偽の提出をした場合</p> <p>(6) 認証した評価機関が、不正の手段により第4条の認証を受けた場合</p> <p><u>(7) 第2条に規定する認証基準のいずれか一つが欠けた場合</u></p> <p>2 県は、評価機関の認証を取り消したときは、福祉サービス第三者評価機関認証取消通知書を交付する。</p>	<p>しくは虚偽の提出をした場合</p> <p>(6) 認証した評価機関が、不正の手段により第4条の認証を受けた場合 (新設)</p> <p>2 県は、評価機関の認証を取り消したときは、福祉サービス第三者評価機関認証取消通知書を交付する。</p>
<p>(認証の申請)</p> <p>第12条 から 第15条 (略)</p>	<p>(認証の申請)</p> <p>第12条 から 第15条 (略)</p>
<p>附 則 この要領は、平成24年4月1日から施行する。</p> <p><u>附 則 この要領は、平成31年( )月( )日から施行する。</u></p>	<p>附 則 この要領は、平成24年4月1日から施行する。</p>

## 長野県福祉サービス第三者評価機関認証実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、長野県福祉サービス第三者評価事業推進要綱第5条の規定に基づき、長野県（以下「県」という。）が認証する評価機関に対する認証の基準（以下「認証基準」という。）を定めることにより、第三者評価事業の信頼性、透明性を確保することを目的とする。

### (認証基準)

第2条 評価機関の認証基準は、次に掲げる各号とする。

- (1) 法人格を有すること。
- (2) 福祉サービスを自ら提供していないこと。
- (3) 第11条の規定により認証を取り消された法人（当該取り消しの日前3月以内に当該法人の代表者や理事、役員であった者が代表者や理事、役員である法人を含む。）については、その取り消しの日から県が長野県福祉サービス第三者評価推進委員会（以下「委員会」という。）の意見を聴いて定める期間を経過していること。
- (4) 福祉サービス事業者及びそれを経営する者が、当該評価機関を構成する会員等のうち半数を超えている場合には、原則として会員等になっている福祉サービス事業者の評価は実施しないこと。ただし、当該評価機関が、第三者からなる委員会を設置し、評価結果を決定するに当たっては、評価結果について、あらかじめ同委員会の承認を得る場合には、この限りではない。

この場合において、同委員会の委員は、次に掲げる者であって、それぞれ2人以上の概ね同数によって構成され、同委員会を設置する評価機関の代表者や理事、役員又はこれら以外で雇用関係にある者が含まれていないこと。

  - ア 福祉・医療・保健の直接業務経験者
  - イ 組織運営管理業務経験者又はコンサルタント関係機関等で経営相談業務の経験者
  - ウ 福祉・医療・保健分野の学識経験者
  - エ 経営分野の学識経験者（公認会計士、税理士等社会福祉事業の経営を行う上で必要かつ有益な専門知識を有する者を含む。）
- (5) 評価機関の代表者や理事、役員又はこれら以外で雇用関係にある者が関係する福祉サービス事業者の評価を行わないこと。
- (6) 評価機関が関係する福祉サービス事業者の評価を行わないこと。
- (7) 評価機関と経営母体が同一である福祉サービス事業者の評価を行わないこと。

- (8) 評価機関は、評価契約日から3年間は評価を実施した福祉サービス事業者の事業に関係しないこと。
- (9) 当該評価機関を主たる所属とする評価調査者が3人以上所属していること。また、その評価調査者は、次に掲げる者をもって構成すること。
- ア 組織運営管理業務を3年以上経験している者、又はこれと同等の能力を有していると認められる者
  - イ 福祉・医療・保健分野の有資格者若しくは学識経験者で、当該業務を3年以上経験している者、又はこれと同等の能力を有していると認められる者
- (10) 前号の評価調査者は、県又は、社会福祉法人全国社会福祉協議会が実施する評価調査者養成研修を修了し、必要な継続研修を受講している者で、かつ県が公表する評価調査者名簿に登載されている者であること。
- (11) 評価を行う際には、当該評価機関に所属する評価調査者であることを証する書類を評価調査者に絶えず所持させ、福祉サービス事業者の職員から提示を求められた時はそれを提示すること。
- (12) 評価機関は、所属する評価調査者に、評価調査者自らが所属等で関係する福祉サービス事業者の評価を行わせないこと。
- (13) 評価機関は、所属する評価調査者に、評価調査者自らが業務等で関係する福祉サービス事業者の評価を行わせないこと。
- (14) 一件の評価は、2人以上の評価調査者がチームを組んで実施すること。
- (15) 評価機関は、県が定める評価手法、評価項目等をすべて取り込んで評価を行うこと。  
なお、評価機関は、独自の評価手法、評価項目等を設定できるものとする。
- (16) 評価機関は、評価を実施した評価調査者、評価手順、県が定める評価項目の評価結果等について、県の定める様式を用いて報告すること。
- (17) 評価機関は、県に報告した前号の評価結果等の内容のうち県が定めるものを独立行政法人福祉医療機構が有する「福祉保健医療情報ネットワークシステム(WAM NET)」(以下「WAM NET」という。)に掲載して公表すること。
- (18) 次の事項を整備し、開示すること。
- ア 所属する評価調査者一覧(評価調査者の氏名(非公開も可)、評価調査者養成研修修了者番号、資格、主な経歴(評価調査者の氏名が非公開も可のため、他の情報と照合することにより当該評価調査者を識別することができないように匿名化することも可)、現職(評価

調査者の氏名が非公開も可のため、他の情報と照合することにより当該評価調査者を識別することができないように匿名化することも可)、担当分野(福祉サービス分野、組織運営管理分野)、対応可能な評価分野(サービス種別)、継続研修受講歴、所属形態(主たる所属評価調査者又は従たる所属評価調査者の別、従たる所属評価調査者の場合は主たる所属評価機関名)、評価の実績件数)

- イ 事業内容(組織、運営、会計、評価を実施するサービス種別を含む。)等に関する規程
- ウ 標準的な評価手順に関する規程
- エ 倫理規程(守秘義務に関する規程を含む。)
- オ 料金表
- カ 評価に関する異議や苦情の申立窓口及び責任者の設置
- キ 評価事業の実績
- ク 第4号に規定する委員会を設置する場合は、同委員会の委員一覧(委員の氏名、同号ア、イ、ウ若しくはエに関する資格又は主な経歴及び現職。)

(19)の1 評価機関は、福祉サービス事業者と評価契約を締結した場合は、当該年度における当該月末日現在の契約状況を評価契約締結報告書により、翌月の10日までに県に報告すること。

(20) 評価機関は、当該年度終了後速やかに実施状況報告書を県に提出すること。

(21) 前号の実施状況報告書について、県が必要に応じ公表することを承諾すること。

(22) 第三者評価事業の向上又は適正な実施を目的として県が行う調査等に協力すること。

(23) 評価機関は、社会的養護関係施設第三者評価機関を除き、更新の際には、その認証を得る日の属する年度の前年度からの直近3か年度における評価件数(社会的養護関係施設に係る評価件数を含む。以下同じ。)が10件以上の場合にあつては、当該評価機関に所属する主たる所属評価調査者が県又は全国社会福祉協議会が行う更新時研修を受講するよう努めなければならないものとし、当該評価件数が10件未満の場合にあつては、現に有効な認証期限の前1年以内に、当該更新時研修を必ず受講すること。

(認証の申請)

第3条 認証の申請は、申請書に必要な書類を添付して行う。

2 県は、前項の申請を随時受付けるものとする。ただし、認証の申請を行う法人が、評価調査者養成研修の修了をもって当該法人を主たる所属とする評価調査者を3人以上確保する場合は、別に受付期間を定めるものとする。

2項・・・追加(平成18年3月2日)

(認証)

第4条 県は、第2条に規定する認証基準に基づく審査を行い、その要件をすべて満たしている

場合には、評価機関を認証する。認証に当たっては、あらかじめ委員会の意見を聴かなければならない。

(認証の通知)

第5条 県は、評価機関を認証したときは、申請のあった法人に福祉サービス第三者評価機関認証通知書を交付する。

2 県は、評価機関を認証しないときは、申請のあった法人に福祉サービス第三者評価機関不認証通知書を交付する。

(認証の有効期限)

第6条 認証の有効期限は3年間とする。

(変更の届出)

第7条 第3条で規定する申請書に記載する事項及び申請書に添付した書類の内容に変更が生じた場合は、認証を受けた評価機関は、変更の事由が発生した日から1月以内に、認証時申請内容変更届に必要な書類を添付し、変更内容を県に届け出なければならない。

(認証の辞退)

第8条 評価機関は、認証後に、評価事業を廃止しようとするとき又は認証を辞退しようとするときは、速やかに福祉サービス第三者評価機関認証辞退届を県に提出しなければならない。

(報告及び調査)

第9条 県は、認証基準等が遵守されているかどうかを確かめるため必要があると認めるときは、評価機関に対し、必要な報告を求め、又は調査を行うことができる。

(改善命令)

第10条 県は、評価機関が、認証基準等が遵守されておらず、又は当該評価機関の運営が適正を欠くと認められるに至ったときは、期限を定めて、その改善のために必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。

2 県は、前項の規定による命令をした場合においては、その旨を県ホームページ上で公表することができる。

(認証の取消)

第11条 県は、認証した評価機関が次の各号のいずれかに該当する場合、必要に応じて調査等を行い、認証を取り消すことができるものとする。なお、認証を取り消すときは、あらかじめ委員会の意見を聴かななければならない。

- (1) 第9条の規定による報告の求めに応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、同条の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合
- (2) 前条の命令に従わない場合
- (3) 不正な行為を行う等評価機関としてふさわしくないと認められる場合

- (4) 原則として過去3年間、評価実績がない場合
- (5) 第7条の規定による書類の提出を怠り、若しくは虚偽の提出をした場合
- (6) 認証した評価機関が、不正の手段により第4条の認証を受けた場合
- (7) 第2条に規定する認証基準のいずれかが欠けた場合

2 県は、評価機関の認証を取り消したときは、福祉サービス第三者評価機関認証取消通知書を交付する。

(認証した評価機関等の公表)

第12条 県は、第4条の規定に基づき評価機関を認証したときは、県ホームページで公表するとともに、当該評価機関の詳細情報をWAM NETに掲載する。

2 県は、前条の規定に基づき評価機関の認証を取り消したときは、県ホームページで公表するとともに、WAM NETに掲載の当該評価機関の情報を削除する。

(申請書等の様式)

第13条 この要領で定める申請書等の様式は、別に定める。

(補足)

第14条 この要領で定めるもののほか、認証を実施するにあたり必要な事項は、細則に定める。

第15条 この要領及び細則に定めるもののほか、認証を実施するにあたり必要な事項がある場合は、別に定める。

附 則

この要領は、平成17年9月12日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年3月2日から施行する。ただし、第3条に1項を加える改正規定は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年9月8日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 31 年（ ）月（ ）日から施行する。

#### 4 長野県福祉サービス第三者評価調査者養成研修等実施要領の一部改正について

福祉サービス第三者評価機関認証ガイドライン

##### 2 その他

##### (2) 第三者評価機関の認証の更新

第三者評価機関の認証は更新することができる。

この際、社会的養護関係施設第三者評価機関を除き、認証の更新を行う日の属する年度の前年度からの直近3か年度における評価件数（社会的養護関係施設に係る評価件数を含む。以下同じ。）が10件以上の場合にあつては、当該第三者評価機関に所属する評価調査者が全国推進組織又は都道府県推進組織が行う更新時研修を受講するよう努めなければならないものとし、当該評価件数が10件未満の場合にあつては、当該更新を行う年度中に、当該更新時研修を必ず受講しなければならないものとする。

(下線部が変更された部分)

「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」の全部改正について

(別紙) 福祉サービス第三者評価事業に関する指針

(別添6) 評価調査者養成研修等モデルカリキュラム

##### 更新時研修

区分	研修課目	形態・時間数	目的	内容
	1. 社会福祉制度の動向	講義・1時間30分	社会福祉制度の直近の制度改正の内容について理解する。	社会福祉制度の直近の制度改正の理念、内容等について講義を行う。
	2. 分野ごとの第三者評価のポイント	講義・2時間	分野ごとの第三者評価の実施に当たって、留意すべきポイントについて理解する。	分野ごとの第三者評価の実施に当たって、積極的に評価すべき取組や留意すべきポイントについて講義を行う。
	3. 演習	演習・2時間	分野ごとの特徴を踏まえた第三者評価が適切に行えるよう、評価の技術や、視点を習得する。	分野ごとの第三者評価事例や、事業所における先進的な取組についてグループワークを行う。
	4. 講評・まとめ	全体会・1時間	演習の成果に基づいて評価調査者として求められる技術や態度等についてあらためて理解を深める。	各グループにてとりまとめた演習の成果を発表し、講師からの講評を行う。

県の第三者評価調査者養成研修等実施要領を修正及び追加

(研修の種類)

第2条 第三者評価事業に関する研修は、評価調査者養成研修（以下「養成研修」という。）、評価調査者継続研修（以下「継続研修」という。）及び更新時研修の3種類とする。（下線部が追加・修正予定部分）

(更新時研修)

第5条 県は、更新時研修を行う。

2 当該更新時研修は、評価機関が社会的養護関係施設第三者評価機関を除き、更新の際には、当該認証を得る日の属する年度の前年度からの直近3か年度における評価件数（社会的養護関係施設に係る評価件数を含む。以下同じ。）が10件以上の場合にあっては、当該評価機関の主たる所属評価調査者が受講するよう努めなければならない、または、当該評価件数が10件未満の場合にあっては、現に有効な認証期限の前1年以内に、必ず受講しなければならない。

3 更新時研修の標準となるカリキュラムは、別表3のとおりとする。

4 全国社会福祉協議会が実施する更新時研修の修了者は、県の実施する更新時研修の修了者とみなすことができる。（下線部が追加予定部分）

別表3

長野県福祉サービス第三者評価更新時研修カリキュラム

研修科目	形態・時間数	目的	内容
1. 社会福祉制度の動向	講義 1時間 30分	社会福祉制度の直近の制度改正の内容について理解する。	社会福祉制度の直近の制度改正の理念、内容等について講義を行う。
2. 分野ごとの第三者評価のポイント	講義 2時間	分野ごとの第三者評価の実施に当たって、留意すべきポイントについて理解する。	分野ごとの第三者評価の実施に当たって、積極的に評価すべき取組や留意すべきポイントについて講義を行う
3. 演習	演習 2時間	分野ごとの特徴を踏まえた第三者評価が適切に行えるよう、評価の技術や、視点を習得する。	分野ごとの第三者評価事例や、事業所における先進的な取組についてグループワークを行う。
4. 講評・まとめ	全体会 1時間	演習の成果に基づいて評価調査者として求められる技術や態度等についてあらためて理解を深める。	各グループにてとりまとめた演習の成果を発表し、講師からの講評を行う。

長野県福祉サービス第三者評価調査者養成研修等実施要領 新旧対照表（案）

新	旧
(目的) 第1条(略)	(目的) 第1条(略)
(研修の種類) 第2条 第三者評価事業に関する研修は、評価調査者養成研修（以下「養成研修」という。） <u>、</u> 評価調査者継続研修（以下「継続研修」という。） <u>及び更新時研修の3種類とする。</u>	(研修の種類) 第2条 第三者評価事業に関する研修は、評価調査者養成研修（以下「養成研修」という。）及び評価調査者継続研修（以下「継続研修」という。）の2種類とする。
(養成研修) 第3条(略) (継続研修) 第4条(略)	(養成研修) 第3条(略) (継続研修) 第4条(略)
(更新時研修) 第5条 県は、 <u>更新時研修を行う。</u> 2 <u>当該更新時研修は、評価機関が社会的養護関係施設第三者評価機関を除き、更新の際には、当該認証を得る日の属する年度の前年度からの直近3か年度における評価件数（社会的養護関係施設に係る評価件数を含む。以下同じ。）が10件以上の場合にあっては、当該評価機関にのぞたる所属評価調査者が受講するよう努めなければならない、または、当該評価件数が10件未満の場合にあっては、現に有効な認証期限の前1年以内から、必ず受講しなければならない。</u> 3 <u>全国社会福祉協議会が実施する更新時研修の修了者は、県の実施する更新時研修の修了者とみなすことができる。</u> 4 <u>更新時研修の標準となるカリキュラムは、別表3のとおりとする。</u>	(新設)
(研修の実施) 第6条(略)	(研修の実施) 第5条(略)
(研修の修了) 第7条(略)	(研修の修了) 第6条(略)
(判定会) 第8条(略)	(判定会) 第7条(略)
(修了証の交付) 第9条	(修了証の交付) 第8条
(その他) 第10条	(その他) 第9条
附 則 この要領は、平成26年9月1日から施行する。  附 則 <u>この要領は、平成31年（ ）月（ ）日から施行する。</u>	附 則 この要領は、平成26年9月1日から施行する。

## 第三者評価研修カリキュラム 新旧対照表 (案)

新					旧
別表 1 (略)					別表 1 (略)
別表 2 (略)					別表 2 (略)
別表 3 長野県福祉サービス第三者評価更新時研修カリキュラム					(新設)
区分	研修 課 目	形態・ 時間数	目的	内容	
	1. 社 会 福 祉 制 度 の 動 向	講義・ 1時間 30分	社 会 福 祉 制 度 の 直 近 の 制 度 改 正 の 内 容 に つ い て 理 解 す る。	社 会 福 祉 制 度 の 直 近 の 制 度 改 正 の 理 念、内 容 等 に つ い て 講 義 を 行 う。	
	2. 分 野 ご と の 第 三 者 評 価 の ポ イ ン ト	講義・ 2時間	分 野 ご と の 第 三 者 評 価 の 実 施 に 当 た っ て、留 意 す べ き ポ イ ン ト に つ い て 理 解 す る。	分 野 ご と の 第 三 者 評 価 の 実 施 に 当 た っ て、 積 極 的 に 評 価 す べ き 取 組 や 留 意 す べ き ポ イ ン ト に つ い て 講 義 を 行 う。	
	3. 演 習	演習・ 2時間	分 野 ご と の 特 徴 を 踏 ま え た 第 三 者 評 価 が 適 切 に 行 え る よ う、評 価 の 技 術 や、 視 点 を 習 得 す る。	分 野 ご と の 第 三 者 評 価 事 例 や、事 業 所 に お け る 先 進 的 な 取 組 に つ い て グ ル ー プ ワ ー ク を 行 う。	
	4. 講 評・ま と め	全体会・ 1時間	演 習 の 成 果 に 基 づ い て 評 価 調 査 者 と し て 求 め ら れ る 技 術 や 態 度 等 に つ い て あ ら た め て 理 解 を 深 め る。	各 グ ル ー プ に て と り ま と め た 演 習 の 成 果 を 発 表 し、講 師 か ら の 講 評 を 行 う。	

## 長野県福祉サービス第三者評価調査者養成研修等実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、長野県福祉サービス第三者評価事業推進要綱第8条の規定に基づき、評価調査者養成研修等の実施内容及び実施方法等を定めることにより、評価調査者の養成とその資質の向上を図ることを目的とする。

### (研修の種類)

第2条 第三者評価事業に関する研修は、評価調査者養成研修（以下「養成研修」という。）、評価調査者継続研修（以下「継続研修」という。）及び更新時研修の3種類とする。

### (養成研修)

第3条 長野県（以下「県」という。）は、評価調査者の養成のために、長野県福祉サービス第三者評価機関認証実施要領第2条第9号に該当し、かつ県が受講承認した者を対象に、評価の実施に必要な知識や手法等を習得させるための養成研修を行う。

2 養成研修の標準となるカリキュラムは、別表1のとおりとする。

### (継続研修)

第4条 県は、養成研修修了者に対して、評価業務を継続的に実施するために必要となる知識等の付与及び資質の向上を図るために、継続研修を行う。

2 継続研修の標準となるカリキュラムは、別表2のとおりとする。

### (更新時研修)

第5条 県は、更新時研修を行う。

2 当該更新時研修は、評価機関が社会的養護関係施設第三者評価機関を除き、更新の際には、当該認証を得る日の属する年度の前年度からの直近3か年度における評価件数（社会的養護関係施設に係る評価件数を含む。以下同じ。）が10件以上の場合にあっては、当該評価機関の主たる所属評価調査者が受講するよう努めなければならない、または、当該評価件数が10件未満の場合にあっては、現に有効な認証期限の前1年以内から、必ず受講しなければならない。

3 全国社会福祉協議会が実施する更新時研修の修了者は、県の実施する更新時研修の修了者とみなすことができる。

4 更新時研修の標準となるカリキュラムは、別表3のとおりとする。

### (研修の実施)

第6条 研修は、原則として、社会福祉法人全国社会福祉協議会が実施する評価調査者指導者研修を修了した者又は県が適当と認めた者を講師として実施する。

2 県は、研修に係る実費（資料代等）について、受講者に負担を求めることができる。

3 研修のカリキュラム、開催回数、開催時期及び受講定員は、年度ごとに県が定める。

4 県は、養成研修を実施する場合は、県ホームページ等により、研修の案内を行う。

(研修の修了)

- 第7条 受講者は、1回の研修で定められたカリキュラムのすべてを履修しなければならない。
- 2 災害等により交通手段が途絶した場合などやむを得ない事由により研修を受講できなかった者については、県が示す課題について記述したレポートの提出をもって、評価業務の実施に支障がないと認められる場合に限り、研修を受講したものとみなすことができる。
- 3 養成研修については、研修終了時に評価業務の実施能力に関する判定を行い、その能力が認められた者を研修の修了者とする。

(判定会)

- 第8条 第3条第1項の受講承認及び前条第3項の修了判定は、長野県福祉サービス第三者評価推進委員会委員3名による判定会の審議を経て県が決定する。

(修了証の交付)

- 第9条 県は、研修の修了者に、研修修了証を交付する。

(その他)

- 第10条 この要領に定めるもののほか、研修を実施するにあたり必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成17年9月12日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年9月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年9月5日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年（ ）月（ ）日から施行する。

別表 1

## 長野県福祉サービス第三者評価調査者養成研修カリキュラム

区分	研修科目	形態・時間数	目的	内容
基礎的研修過程 I	1. 第三者評価の理念と基本的な考え方	講義 1:00	第三者評価事業の理念や基本的な考え方を理解する。	第三者評価事業について、その必要性や行政による指導監査との違い等について講義するとともに、併せて福祉制度の動向等について解説を行う。
	2. 第三者評価の全体像	講義 1:30	第三者評価事業の動向や「評価調査者養成研修」の位置付け等を理解する。	第三者評価事業の目的や枠組に関する講義を行うとともに、本研修の位置付け並びに評価調査者養成研修の位置付け等について解説を行う。
	3. 評価調査者の役割と倫理	講義 1:00	評価調査者として守るべき倫理や、訪問調査時の留意点を理解する。	第三者評価事業における評価調査者の役割について講義するとともに、評価調査者として守るべき倫理や、求められる調査時の姿勢等に関する講義を行う。
基礎的研修過程 II	4. 第三者評価基準の理解と判断のポイント	講義 6:00	第三者評価基準の考え方を理解するとともに実際の第三者評価の方法を習得する。	福祉サービス第三者評価基準の各項目についてその考え方や基準策定の意図等に関する講義を行う。また、実際の第三者評価における判断のポイントについても講義により習得する。
	5. 利用者調査の方法等について	講義 2:00	第三者評価における利用者調査の位置付けを正しく理解するとともに、その方法を学ぶ。	第三者評価における利用者調査の位置付けや意義、その結果の取扱い、さらには実際の利用者調査の方法等について講義を行う。
演習	6. 書面（事前）審査の着眼点	講義及び演習 3:00	書面（事前）審査の目的や具体的な方法を理解・習得する。	書面（事前）審査の必要性・目的、ねらいについて解説を行うとともに、実際の方法についてグループごとに「事例研究」を実施する。

	7. 訪問調査の着眼点	演習 4:00	訪問調査における各第三者評価基準の評価判定方法、その着眼点を理解する。	訪問調査における第三者評価基準の評価判定方法、着眼点についてグループにより課題演習、事例検討を行う。
実 習	8. 実習 I	実習 7:00	実際に施設（事業所）を訪問、調査を行うことにより具体的な第三者評価の方法・技術を習得する。	「協力施設（事業所）」を訪問、実際に調査を行うことにより、インタビュー技術等について実習を行うとともに、訪問調査時の留意事項を学ぶ。
	9. 実習 II	実習 3:00	実習 I の内容を受けて、第三者評価結果の取りまとめについて具体的な手法を習得する。	訪問調査の結果に基づいて評価調査者間で合議を行い、最終的な第三者評価を取りまとめるとともに、報告書の作成について実習により実際の技術を学ぶ。
総 括	10. まとめ	全体会 2:00	実習の成果に基づいて評価調査者として求められる技術や態度等について改めて理解を深める。	各分科会で取りまとめた実習の成果を発表し、講師からの講評を行う。特に、取りまとめ等に対する問題点や課題、書面調査・訪問調査を実施する上での留意事項を改めて整理する。

## 別表 2

## 長野県福祉サービス第三者評価調査者継続研修カリキュラム

研修科目	形態・ 時間数	目的	内容
1. 第三者評価の実施 状況と課題	講義 1:00	第三者評価事業の 実施状況や課題、そ の対応について理 解するとともに、福 祉制度の動向等に ついて理解を深め る。	第三者評価事業の実施状況や 事業推進上の課題並びにその 対応について講義を行う。併 せて福祉制度の動向について 解説を行う。
2. 演習	演習 6:00	実際の評価調査者 としての取組を振 り返り、他の事例を 踏まえながらより 良い第三者評価活 動を行うための技 術や、視点を習得す る。	他の第三者評価事例や、事業 所における先進的な取組につ いてグループワークを行う。
3. 講評・まとめ	全体会 1:00	演習の成果に基づ いて評価調査者と して求められる技 術や態度等につい て改めて理解を深 める。	各グループで取りまとめた演 習の成果を発表し、講師から の講評を行う。特に、書面調 査・訪問調査を実施する上で の留意事項や評価調査者とし ての姿勢を改めて振り返る。

別表 3

長野県福祉サービス第三者評価更新時研修カリキュラム

<u>研修科目</u>	<u>形態・ 時間数</u>	<u>目的</u>	<u>内容</u>
<u>1. 社会福祉制度の動 向</u>	<u>講義 1時間 30分</u>	<u>社会福祉制度の直 近の制度改正の内 容について理解す る。</u>	<u>社会福祉制度の直近の制度改 正の理念、内容等について講 義を行う。</u>
<u>2. 分野ごとの第三者 評価のポイント</u>	<u>講義 2時間</u>	<u>分野ごとの第三者 評価の実施に当た って、留意すべきポ イントについて理 解する。</u>	<u>分野ごとの第三者評価の実施 に当たって、積極的に評価す べき取組や留意すべきポイン トについて講義を行う</u>
<u>3. 演習</u>	<u>演習 2時間</u>	<u>分野ごとの特徴を 踏まえた第三者評 価が適切に行える よう、評価の技術 や、視点を習得す る。</u>	<u>分野ごとの第三者評価事例 や、事業所における先進的な 取組についてグループワーク を行う。</u>
<u>4. 講評・まとめ</u>	<u>全体会 1時間</u>	<u>演習の成果に基づ いて評価調査者と して求められる技 術や態度等につい てあらためて理解 を深める</u>	<u>各グループにてとりまとめた 演習の成果を発表し、講師か らの講評を行う。</u>